

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 特定事業所加算(1) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
 - (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
 - (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- 8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所（以下「指定同行援護事業所等」という。）の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 利用者又はその家族等からその要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなつてない指定同行援護等を緊急に行つた場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき 100 単位を加算する。
- 10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、同行援護サービス提供者は初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた場合又は当該指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた際にサービス提供責任者が同行定同行援護等を行つた場合に限り所定単位数を加算する。
- 2 初回加算
- 注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた際にサービス提供責任者が同行定同行援護等を行つた場合又は当該指定同行援護等を行つた際にサービス提供責任者が同行定同行援護等を行つた場合に限り所定単位数を加算する。
- 3 利用者負担上限額管理加算
- 注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担総合計額の管理を行つた場合に、1 月につき所定単位数を加算する。
- 地域生活介護費補助金 第三回川十四川+十一川
- 障がい者制度改修推進本部等はねがる検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にねがる障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の二第一項の規定に基く、障害者自立支援法施行令第二十一条の二第一項の規定に基く食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五回川二十一号）の一部を次に改定し、平成二十三年十月一日から適用する。
- 平成二十三年九月二十一日
- 地域生活介護費補助金 第三回川十五川
- 障がい者制度改修推進本部等はねがる検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にねがる障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基く、指定障害者等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五回川三十八号）の一部を次のよう改定する。
- 平成二十三年九月二十一日
- 第一回川第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを二回ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の次に次の「一」号を加える。
- 十一 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講した者であつて、平成二十三年十月一日以後に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 第一条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、回町の次に次の「一」号を加える。
- 八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 第一回川第五回を第十六号とし、第四回中「別表第三」を「別表第五」は改め、回町を同条第五回とし、同条第三回の次に次の「一」号を加える。

障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の二第一項の規定に基く、障害者自立支援法施行令第二十一条の二第一項の規定に基く食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五回川二十一号）の一部を次に改定し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十一日

○ 地域生活介護費補助金 第三回川十一川

障がい者制度改修推進本部等はねがる検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にねがる障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基く、指定障害者等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五回川三十八号）の一部を次のよう改定する。

平成二十三年九月二十一日

第一回川第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを二回ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

十一 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講した者であつて、平成二十三年十月一日以後に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、回町の次に次の「一」号を加える。

八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第一回川第五回を第十六号とし、第四回中「別表第三」を「別表第五」は改め、回町を同条第五回とし、同条第三回の次に次の「一」号を加える。

四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対しても、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第三（第四号関係）

区分		科 目		時間数		備考					
講義		視覚障害者(児)福祉サービス									
視覚障害者(児)の心		同行援護の制度と従業者の業務									
障害・疾病の理解①											
障害者(児)の心理①											
情報支援と情報提供											
代筆・代読の基礎知識											
同行援護の基礎知識											
基礎知識											
応用技能											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											
基礎知識											

別表第四（第四号関係）

区分	科	日	時間数	備考	
	講義	演習	障害・疾病の理解②	障害者(児)の心理②	
合	場面別応用技能	場面別基本技能	一	一	
計	交通機関の利用		三	三	
一二		四	三	一	
一二					

この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

○厚生労働省告示第三百三十六号
障がい者制度改進推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福
祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障
害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省
告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関
する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一單
位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年九月二十一日

第一号の表以外の部分中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加え、同号の表を次のように改
める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

地域区分	特別区	サービス種類	割合
旧知的障害者通勤寮支援	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	千分の千四十八	千分の千六十八
就労継続支援	就労移行支援	千分の千七十	千分の千七十一
自立訓練	居宅介護	千分の千七十二	千分の千七十三
重度訪問介護	児童デイサービス	千分の千七十四	千分の千七十五
同行援助	短期入所	千分の千七十五	千分の千七十六
行動援助	重度障害者等包括支援	千分の千七十六	千分の千七十七
相談支援	生活介護	千分の千七十七	千分の千七十八
旧身体障害者更生施設支援	旧身体障害者療護施設支援	千分の千七十九	千分の千八十一
施設入所支援	旧身体障害者療護施設支援（旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合））	千分の千七十九	千分の千八十一
旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合）	千分の千九十七	千分の千九十八
共同生活援助	共同生活介護	千分の千九十八	千分的千九十八

特甲地		就労継続支援 旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	千分の千五十七
就労継続支援 旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合）	自立訓練 就労移行支援	千分の千五十九	千分の千四十一
居宅介護 重度訪問介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援	同行援護 行動援護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 居宅介護 重度訪問介護	千分の千六十一	千分の千五十六
生活介護 旧身体障害者更生施設支援 施設入所支援	旧身体障害者療養施設支援 旧身体障害者更生施設支援（旧指定特定身体障害者通所施設において行う場合） 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合） 共同生活援助 共同生活介護 旧知的障害者通勤寮支援 就労継続支援 就労移行支援	千分の千六十六	千分の千六十七
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護	千分の千三十六 千分の千三十五 千分の千三十四 千分の千二十一 千分の千八十一 千分の千七十二 千分の千六十二 千分の千六十六	千分の千五十九	千分の千四十一

第五号中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に、「第九号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十五号」に、「第十五号」を「第十六号」に、「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に、「第九号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十五号から第十八号まで」を「第十五号から第十八号まで」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。
第六号中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に、「第九号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十五号まで」を「第十五号から第十八号まで」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。
第十一号中「第十一号」を「第十六号」、「第十六号」を「第十七号」、「第十七号」を「第十八号」に改める。
第十四号中「第十四号」を「第十四号」に改める。
第七号中「第五号」、「第六号」、「第八号」、「第九号」、「第十一号」を「第六号」、「第七号」、「第十一号」又は「第十二号」を「第六号」、「第七号」、「第十一号」又は「第十二号」に改める。
第八号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号」、「第六号」、「第八号」、「第九号」又は「第十一号」を「第十六号」、「第七号」、「第十号」、「第十一号」、「第十四号」又は「第十五号」に改める。
第十一号中「第十一号」を「第十六号」、「第七号」、「第十号」、「第十一号」、「第十四号」又は「第十五号」に改め、同号を第十一号とする。
第七号中「第四号」、「第七号」又は「第十号」を「第五号」、「第九号」又は「第十二号」に改め、同号を第十一号とする。
第八号の次に次の二号を加える。
号、第十一号、第十四号又は第十五号」に改める。
号とする。
第八号中「の第3」を「第4」に、「第四号」、「第五号」を「第五号」、「第六号」に、「第七号」、「第八号」を「第十一号」に、「第十一号」又は「第十二号」を「第十六号」、「第七号」、「第十号」に、「第十号若しくは第十一号」に改める。
第十一号中「第十一号」を「第十六号」、「第七号」、「第十号」、「第十一号」、「第十四号」又は「第十五号」に改め、同号を第十一号とする。
第七号中「第四号」に改め、同号を第十一号とする。
第八号の次に次の二号を加える。
号とする。

九 介護給付単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注

3 本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者

イ 居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準別表第三に規定する課程を修了した者に限る。）第八号又は第十二号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、第十六号（居宅介護従業者基準による廃省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を行つし、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第三に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するもののみなす。）

ロ 居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、第十六号（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受けた者に限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第三に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するもののみなす。）

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第三百五十一号
障がい者福祉改善推進本部等における後援会並んで障害者保健福祉施策を見直すものに於いての間において障害者等の福祉生活を支えるための臍條法の整備に関する法律(平成11年11月16日法律第71号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第10号)第17条第1項第1号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第10号)第17条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者(平成11年厚生労働省告示第百七十七号)の1部を次のように改正し、平成11年10月1日から適用する。
平成11年9月11日 厚生労働大臣 小畠正洋
第1号中「第12」を「第13」に改める。
第11号中「第12」を「第13」に、「第13」を「第14」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十四号
障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第10号)第11条の三第1項第1号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第10号)第11条の三第1項第1号の規定に基づき共同生活援助の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成11年10月1日から適用する。
平成11年9月11日 厚生労働大臣 小畠正洋
障害者自立支援法施行令第11条の三第1項第1号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第10号)第11条の三第1項第1号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、1万円とする。

公 告

諸 事 項

外国監査法人等に関する公示

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の37第2項の規定により、外国監査法人等の届出事項の変更を次のとおり公示する。

平成23年9月22日

金融庁長官 畑中龍太郎

(1) 届 出 日 平成23年8月1日

届 出 者 デロイト・アンド・トウシュ

住所又は所在地 英領西インド諸島 KY 1-1109 ケイマン諸島 グランドケイマン ジョージタウン シェンロード ワンキャピタルプレイス

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2011年7月1日	役員の氏名	アンソニー・ファンタジア	—

(2) 届 出 日 平成23年8月1日

届 出 者 アーンスト・アンド・ヤング(安永会計師事務所)

住所又は所在地 香港 セントラル ファイナンスストリート8 トゥーアンターナショナルファイナンスセンター18F

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2011年6月9日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	—	シティ・インベストメント・ファンド・シリーズ(バミューダ) - 元本確保型インカムプラス・ファンド(米ドル建て)

2011年7月27日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(3)

届 出 日 平成23年8月1日
届 出 者 プライスウォーターハウスクーパース 香港
住所又は所在地 香港 セントラル プリンス・ビルディング22階

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2010年11月12日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】チャイナ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド 【主たる事務所の所在地】中華人民共和国北京市西城区金融大街16号 【名称】チャイナ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド 【主たる事務所の所在地】中華人民共和国北京市朝阳区朝陽門外大街16号中国人寿大厦	【名称】チャイナ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド 【主たる事務所の所在地】中華人民共和国北京市朝阳区朝陽門外大街16号中国人寿大厦
2011年1月27日	同上	【名称】ザ・リンク・マネジメント・リミテッド 【主たる事務所の所在地】香港、カウルーン、カントン、ホウ・ミニ・ストリート100、ワン・ランドマーク・イースト33階 【名称】ザ・リンク・マネジメント・リミテッド 【主たる事務所の所在地】香港、クイーンズ・ロード12階1201-1202号室	【名称】ザ・リンク・マネジメント・リミテッド 【主たる事務所の所在地】香港、クイーンズ・ロード12階1201-1202号室
2011年7月20日	役員の氏名	チャールズ・チン、ノラ・ウー、デービッド・ウー、ジョアン・オスワイン サイラス・ヤン、アルヴィン・ウォン、ティヴ・マッキアン、タオ・シー、グアタム・バナジー、シー・ティアット・クエック、ウン・ジョン・イエオ、アルバート・シュー、ウェンホン・カオ	チャールズ・チン、ノラ・ウー、デービッド・ウー、ジョアン・オスワイン サイラス・ヤン、アルヴィン・ウォン、ティヴ・マッキアン、タオ・シー、グアタム・バナジー、シー・ティアット・クエック、ウン・ジョン・イエオ、アルバート・シュー、ウェンホン・カオ

(4)

届 出 日 平成23年8月4日
届 出 者 デロイト・アンド・トウシュ
住所又は所在地 台湾台北市民生東路3段156号12階
2011年7月31日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(5)

届 出 日 平成23年8月5日
届 出 者 ケーピーエムジー
住所又は所在地 香港 セントラル チャター・ロード10 プリンスビルディング8階

変更年月日	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 後	変 更 前
2011年7月21日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	—	中国建設銀行股份有限公司

2011年7月22日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。